



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	1990年代後半の米価下落局面における借地型大規模水田経営の展開方向と問題点 : 北海道・旧開稲作地帯を事例として
Author(s)	芦田, 敏文
Citation	農業経営研究, 28, 25-44
Issue Date	2002-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36572
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_25-44.pdf



1990年代後半の米価下落局面における 借地型大規模水田経営の展開方向と問題点

－北海道・旧開稲作地帯を事例として－

芦田 敏文

1. はじめに
2. 事例地域農業と担い手の特徴
3. 事例地域における農地移動の特徴
 - 1) 賃貸借移動の進展と地価・小作料の下落
 - 2) 農地の貸し手，借り手の階層的特徴
4. 貸借型農地市場における農家階層構成
5. 借地型大規模水田経営の展開における問題点と対応
 - 1) 事例農家の経営概況
 - 2) 借地型規模拡大に伴う圃場分散
 - 3) 稲作収益性低下と小作料
 - 4) 劣等地における「捨て作り」的転作対応と農地借入
 - 5) 借地型大規模水田経営の拡大意向
6. まとめ

1. はじめに

本稿では、農地市場の特徴として、賃貸借移動が主流となっている旧開稲作地帯を分析対象として、大規模水田経営の存在基盤の特徴とその展開方向、問題点について実態分析から明らかにすることを課題とする。事例地域は、北海道・上川中央部に所在する当麻町とする。

以下では、2. において当麻町農業と担い手の特徴を整理し、3. において当麻町における農地移動の特徴を、統計資料、農業委員会資料から全町的に検討する。4. では、実態調査から貸借型農地市場における農家階層の特徴を確認する。5. では抽出した大規模水田経営の実態調査から、その展開における問題点と対

応について検討する。最後に、以上の分析を受けてまとめとする。

2. 事例地域農業と担い手の特徴

当麻町は、北海道を代表する良質米産地のひとつである（註1）。水田率は90%を超えており、表出は略したが、米は、粗生産額が農産物粗生産額の75%を占める基幹作物となっている。米以外の作目では、集約的な作物の粗生産額の割合が大きく、野菜・花卉の粗生産額をあわせて、全体の23%を占めている。したがって、麦類、雑穀・豆類、工芸農作物、いも類といった一般畑作物の粗生産額の割合は非常に小さくなっている。

表1によって転作の作物別内訳について見ると、生産調整緩和前の1991年において、転作物として最も作付割合が大きいのは小麦（27%）であるが、ほぼ差がなく飼料作物（22%）、これに続いて他用途利用米（16%）、さらに続いて小豆・菜豆、地力増進作物、花卉・花木・野菜類（10%前後）と多様な作物が作付されていた。生産調整の緩和局面においてはどの転作物の作付面積も減少しているが、その中で小麦の作付面積が相対的に大きく減少している。生産調整の再強化局面においては、小麦の作付面積はさらに減少し、その代替としてより粗放的な作物といえる飼料作物、地力増進作物の作付面積が大きく増加しており、転作対応は、面積消化という性格をさらに強めている（註2）。

表1 当麻町における転作対応の推移

単位：ha, %

年次	転作実施面積	転作率	加工用米	転作計	小麦	大豆	飼料作物	そば	地力増進作物	小豆・菜豆	花卉・花木・野菜類	調整水田	その他
1991	1,609	43.5	255 (15.9)	1,340 (83.3)	429 (26.7)	21 (1.3)	353 (21.9)	6 (0.4)	155 (9.7)	168 (10.4)	187 (11.6)	— (—)	34 (2.1)
1992	1,007	27.2	252	741	176	15	263	9	78	36	159	—	19
1993	811	22.4	261	549	48	10	258	4	52	34	140	—	4
1994	680	18.8	191	489	28	9	240	1	47	35	129	—	0
1995	821	22.4	123	547	16	12	271	1	67	45	135	142	9
1996	802	22.2	—	802	9	9	301	7	237	58	135	46	0
1997	802	22.2	—	801	7	7	408	3	144	62	132	38	2
1998	1,131	31.3	127	1,004	3	32	538	2	222	58	132	19	1
1999	1,160	32.2	153	1,007	0	21	606	9	188	40	133	8	1
2000	1,173	32.6	223 (19.0)	946 (80.6)	17 (1.5)	32 (2.7)	136 (11.6)	40 (3.4)	516 (44.0)	52 (4.4)	140 (11.9)	7 (0.6)	9 (0.7)
2001	1,353	37.6	230 (17.0)	1,118 (82.6)	39 (2.9)	101 (7.5)	307 (22.7)	162 (12.0)	342 (25.2)	37 (2.7)	125 (9.3)	5 (0.4)	5 (0.4)

（資料）「水田営農確立対策実績の概要」「水田営農活性化対策実績の概要」「新生産調整推進対策実績の概要」「緊急生産調整推進対策実績の概要」「水田農業経営確立対策実績の概要」各年次版、当麻町役場資料より作成。

註：1）1991年、2000年、2001年の下段カッコ内は、転作実施面積に占める構成比。

2）1995年以前は加工用米→他用途利用米。

3）1996,1997年は加工用米面積が転作実施面積に含まれていない、かつデータ未入手のため空欄とした。

4）転作率＝（生産調整実施面積－実績算入面積）／（潜在作付面積－実績算入面積）。実績算入面積の大半は過去に水稻を作付していたが現在水稻作付の可能性がない面積であり、ここではこれを控除して転作率を算出した。

表2によると、農家戸数の減少率は表出期間中およそ10%であり、離農のスピードはおおよそ一定である。農家の階層構成の特徴は、第1に、小規模層が分厚く存在している点である。5ha未満の農家が全体の60%を占めており、その中でも1ha未満の零細農家層が実数、構成比ともに増加する傾向にあることが注目される。そのため、中間層の階層分化が進んでいるにもかかわらず、平均経営耕地面積の伸びは非常に小さい。第2に、大規模層が点的にしか形成されていない点である。2000年において、分解基軸である15ha以上の農家は全体のわずか1割にも満たない。また分解基軸の急激な上昇から、これら大規模層が急激な規模拡大を進めてきていることを指摘できる。

表3から、当麻町では兼業農家、なかでも第Ⅱ種兼業農家の割合が大きくなっている。北海道第2の都市である旭川市に隣接しているため、表出は略したが、恒常的勤務の形態をとる兼業農家の割合が大きく、安定兼業農家が広く分布している地域である。また、男子生産年齢人口のいない高齢専門農家の割合が大きく、近年その傾向をさらに強めていることを特徴として指摘できる。表出は略したが、農業労働力の高齢化傾向、男子専従者のいない農家割合が大きく、高齢化による農家の保有農業労働力の脆弱化傾向がみられる。

表4は、当麻町における転作率の階層性を検討したものである。小規模層が分厚く存在しているため、その階層転作シェアが大きく、ならびにその階層平均転

表2 当麻町における農家戸数、規模階層別農家戸数の推移

		単位：戸、%				
		1980	1985	1990	1995	2000
農家戸数		1231	1091	989	872	798
減少率		-	11.4	9.3	11.8	8.5
経営耕地面積階層別農家数（構成比）	-1.0ha	113 (9.2)	122 (11.2)	140 (14.2)	179 (20.5)	222 (27.8)
	1.0-3.0ha	401 (32.6)	348 (31.9)	223 (22.5)	163 (18.7)	135 (16.9)
	3.0-5.0ha	464 (37.7)	339 (31.1)	310 (31.3)	226 (25.9)	165 (20.7)
	5.0-7.5ha	203 (16.5)	204 (18.7)	172 (17.4)	136 (15.6)	105 (13.2)
	7.5-10.0ha	38 (3.1)	54 (4.9)	74 (7.5)	66 (7.6)	55 (6.9)
	10.0-15.0ha	11 (0.9)	20 (1.8)	43 (4.3)	55 (6.3)	47 (5.9)
	15.0-20.0ha	1 (0.1)	4 (0.4)	20 (2.0)	21 (2.4)	34 (4.3)
	20.0-30.0ha	- (-)	- (-)	6 (0.6)	25 (2.9)	26 (3.3)
	30.0ha-	- (-)	- (-)	1 (0.1)	1 (0.1)	9 (1.1)
	戸あたり平均経営耕地面積	3.5	3.9	4.4	5.0	5.1

（資料）農業センサス

註：1）減少率は5年間の農家戸数の減少率を示す。

2）点線は、増加層と減少層の境界である分解基軸を示す。

表3 当麻町における専業別農家戸数の推移

		単位：戸数、%				
年次		1980	1985	1990	1995	2000
総農家数		1,231	1,151	989	872	671
専業農家		214 (17.4)	253 (22.0)	236 (23.9)	209 (24.0)	165 (24.6)
うち高齢専門農家		61 (5.0)	88 (7.6)	87 (8.8)	96 (11.0)	93 (13.9)
第Ⅰ種兼業農家		732 (59.5)	562 (48.8)	468 (47.3)	375 (43.0)	265 (39.5)
第Ⅱ種兼業農家		285 (23.2)	336 (29.2)	285 (28.8)	288 (33.0)	241 (35.9)

（資料）「農業センサス」各年次版

註：1）高齢専門農家は、男子生産年齢人口のいない専門農家を指す。

2）2000年は販売農家の数字である。

3）カッコ内は総農家数に占める構成比。

作率が全階層の平均転作率と比べて高くなっている。大規模層については、階層転作シェアも小さく、その階層平均転作率が全階層

表4 当麻町における転作対応の階層性（1998年）

水田経営 面積階層	水田 総面積	水稲作付 面積	加工用米 作付面積	階層転作 シェア	単位：ha, %	
					〔加工用 米含む〕	階層平均 転作率 〔加工用 米含む〕
計	3,444	2,352	127	100.0	100.0	31.7
～5ha	1,006	626	41	34.8	35.1	37.8
5～10ha	1,060	731	42	30.1	29.7	31.0
10～15ha	528	378	21	13.7	13.3	28.3
15ha～	851	617	22	21.4	21.9	27.4

（資料）当麻町役場資料より作成。

注：1）階層転作シェアは、全階層の転作総面積に占める当該階層の転作面積のシェア。

2）階層平均転作率は、当該階層の水田総面積と水稲作付面積の差を、水田総面積で除して算出。

3）（加工用米含む）は、加工用米の作付面積を転作面積とみなして算出したもの。

の平均転作率と比べて低くなっている。すなわち、分厚い層をなしている小規模層が平均以上に転作割当を消化する結果、点的な存在である大規模層が水稲作付割合を相対的に大きくすることが可能となっている。

以上の検討より、当麻町の農家階層の構成とその特徴として、以下のことが想定できる。第1に、小規模層は分厚く存在しており、このことは北海道では強調すべき特徴である。これら小規模層のタイプとして、第Ⅱ種兼業農家、後継者のいない高齢専業農家、集約作物による経営展開を遂げた専業的農家が想定される。これら小規模層の平均転作率は、全階層平均の転作率より高くなっており、その分厚い存在とあいまって町の転作割当の多くを消化している。

第2に、小規模層の対極である大規模層は、少数しか存在しておらず、地域において点的に形成されている。これら大規模層は、小規模層の離農によって供給される農地を借入によって集積し、借地型の規模拡大を行ってきた農家層と考えられる。今後とも、地域の農地の受け手として大いに期待される担い手階層である。大規模層の平均転作率は、全階層平均の転作率より低くなっており、小規模層が平均以上に転作消化する結果、水稲作付割合を相対的に大きくすることが可能となっている。

3. 事例地域における農地移動の特徴

1) 賃貸借移動の進展と地価・小作料の下落

表5より、農地移動の形態に注目すると、1983年以降、件数、面積ともに賃貸借移動の実績が売買移動の実績を上回っている。その後も、2000年現在に至るまで賃貸借移動件数・面積は顕著な増加を続けている。この件数ならびに面積は、賃貸借の更新の届出についても加算されていることに留意する必要があるが、別に示した借地面積の推移がこの期間増加傾向にあることから、当麻町における農地賃貸借が進展し、かつその結果借地として定着してきたことは明らかであ

る。売買移動は、1990年代に入って件数・面積ともに減少傾向にある。

農地価格の動向を見ると、1970年代から上昇してきた中田地価は1982年に最高価格（850千円/10a）に達し、それ以後は下落傾向に転じている。下落傾向に転じる時期は、上に指摘した、農地賃貸借が進展し始める時期にほぼ重なっている。また、地価の下落率が高い時期は1980年代後半から1990年代前半にかけての時期であるが、この時期も、借地面積が急増している時期に重なっており、農地賃貸借の進展が農地価格の下落と関連を持っていることが示唆される。1994年から1997年にかけては、地価下げ止まりの兆候を示しているが、米価が急落した1998年以降、再び下落傾向を示している。

表6に1990年以降の標準小作料の動向を示した。当麻町における近年の標準小作料の改訂は、1990年、1993年、1996年、1999年と3年毎におこなわれている。1990年から標準小作料は低下傾向にあり、とりわけ、1999年の改訂においては、標準小作料の25%上限まで実勢小作料を認める制度が撤廃され、標準小作料に統一されることとなり、実勢小作料の低下幅は非常に大きいものとなっている。

表5 当麻町の農地移動と中田地価の推移

単位：件，ha，千円/10a

年次	自作地有償 所有権移転		賃借権の設定		借地面積	中田地価
	件数	面積	件数	面積		
1975	60	68.7	25	31.1	45	...
76	51	69.8	41	55.5	77	...
77	35	36.7	46	91.3	129	...
78	27	24.9	21	73.0	126	...
79	28	32.1	15	20.1	107	600
1980	24	26.8	12	14.8	117	700
81	31	16.0	23	25.2	92	800
82	39	62.3	36	59.2	91	850
83	24	36.0	38	50.7	113	830
84	25	47.7	29	55.6	122	800
1985	26	41.2	42	59.6	185	830
86	41	65.6	58	89.2	208	820
87	39	81.5	98	177.6	254	810
88	35	59.6	131	223.0	351	652
89	31	62.5	96	170.0	505	554
1990	23	57.4	89	188.2	532	514
91	23	61.7	131	230.3	655	480
92	16	57.2	129	251.8	748	400
93	15	23.5	111	229.3	782	400
94	18	37.9	179	287.0	852	360
1995	12	20.2	125	232.1	943	360
96	15	22.0	133	304.7	1,014	360
97	12	28.4	173	319.8	1,129	370
98	19	38.5	220	555.0	1,068	355
99	11	69.3	170	370.7	1,100	354
2000	13	22.9	176	412.1	1,104	350

（資料）「北海道農地年報」，「北海道農業基本調査」，「農業センサス」各年次版，当麻町農業委員会資料
 註）…はデータ未入手を表す。

表6 当麻町における標準小作料の推移

単位：円/10a

年次	1990	1993	1996	1999
上田	26,000	26,000	24,000	21,000
中田	23,000	23,000	21,000	17,000
下田	20,000	19,000	17,000	12,000
上田（25%増し～上限）	32,500	32,500	30,000	...
中田（25%増し～上限）	28,750	28,750	26,250	...
下田（25%増し～上限）	25,000	23,750	21,250	...

（資料）当麻町農業委員会資料より作成。
 註：1）上田・中田・下田の区分は、基準単収、圃場区画面積、圃場条件によりポイント加算式で決定される。
 2）1998年まで、契約小作料の上限として標準小作料の25%増しまで認められていたが、1999年の改訂以降は認められなくなっている。

表7 土地持ち非農家が農地の貸し手に占めるシェア（当麻町，1998年）

単位：戸，ha，%

	農家数		貸付面積	
	実数	（構成比）	実数	（構成比）
貸し手全体	499	（100.0）	1,056	（100.0）
土地持ち非農家	365	（73.1）	800	（75.7）
貸付農家	134	（26.9）	256	（24.3）

（資料）当麻町役場資料より作成。
 註）法人への構成農家からの農地貸付については除外した。

2）農地の貸し手，借り手の階層的特徴

農地の貸し手の階層的な特徴は、第1に、農家ではなく、すでに離農した土地

持ち非農家がその大半を占めていることである（表7）。土地持ち非農家が農地の貸し手全体の73%を占めている。面積でも、土地持ち非農家の貸付面積の全貸付面積に対するシェアは77%を占めている。第2に、大規模面積を貸し付ける大地主はほとんど存在せず、大多数が零細な貸し手であることである（表8）。5ha以上の大面積の貸付面積を持つ貸し手は貸し手全体の3%に過ぎず、非常にマイナーな存在となっている一方で、貸し手の5割強が2ha未満、8割弱が3ha未満の貸付にとどまっている。

表9から農地の借り手の階層的な特徴として、経営耕地面積規模と借入農家率、借入面積率が明快な相関関係を持っていることを指摘できる。借入農家率は、7.5ha以上層で80%を超え、10ha以上層では90%を超え限りなく100%に近づいており、大規模層において借地をもたない農家はほとんど存在しない。また、借地率は、10ha以上層で40%を超え、15ha以上層では50%近くに達しており、大規模層においては、経営面積に占める借地割合が非常に大きくなっている。以上のことから、当麻町における農家の規模拡大手段として、農地賃貸借の持つ位置づけが非常に大きいことが分かる。

以上の貸し手、受け手の特徴から、当麻町における農地賃貸借関係は、土地持ち非農家を中心とする多数の零細的な貸し手に対して、少数の大規模層が受け手として結びついて形成されている関係であると捉えることができる。

表8 農地の貸し手の階層分布
(当麻町, 1998年)

貸付面積階層	単位: 戸, %	
	農家戸数 実数	貸付面積 (構成比)
～1ha	90	(18.0) (5.3)
1～2ha	170	(34.1) (23.4)
2～3ha	137	(27.5) (32.8)
3～5ha	88	(17.6) (30.6)
5ha～	14	(2.8) (7.9)
計499		(100.0) (100.0)

(資料) 当麻町役場資料より作成。

註) 表7に同じ。

表9 経営耕地面積階層別借入農家率、借地率
(当麻町, 1998年)

経営耕地面積階層	単位: 戸, ha, %				
	借入農家率	借入面積率	借入農家数	農家戸数	借入面積
1ha未満	0.6	1.9	1	179	1
1～3ha	4.3	1.8	7	163	6
3～5ha	17.7	5.3	28	158	33
5～7.5ha	45.7	16.6	48	105	107
7.5～10ha	81.3	32.7	39	48	137
10～15ha	93.2	42.3	41	44	228
15～20ha	96.4	49.8	27	28	238
20～30ha	100.0	55.6	12	12	147
30ha～	100.0	59.9	3	3	55
計	27.8	27.7	206	740	951

(資料) 当麻町役場資料より作成。

註) 共同法人1戸は戸数にも面積にもカウントしていない。

4. 借地型農地市場における農家階層構成

本節では、地域悉皆の農家実態調査（註3）を主たる分析素材として、貸借型農地市場における農家階層構成の実態について、その特徴を明らかにする。実態調査を行った地域は、農地の非農業用途としての転用期待はない純農村地域である。

表 10 は、調査地域に存立する農家の水田総面積ならびに、自己所有面積、借入面積（貸付面積）の内訳を示したものである。事例地域における土地持ち非農家は 16 戸存在しており（a1～a16）、調査地域の貸し手全体の 73% を占め、その貸付面積合計は調査地域の貸付面積全体の 72% を占めている。調査地域についても当麻町の特徴と同様、土地持ち非農家層が厚く形成している実態にある。表出は略するが、1996 年時点の土地持ち非農家 16 戸は全て、1980 年時点では農家として調査地域に存立していた。

この間、離農後に農地を全て売却する対応をとった農家はわずか 2 戸であり、調査地域においては、離農後に農地を売却する対応よりも、農地を貸し付けることによって土地持ち非農家になる対応が主流となっている。

以下では、農家階層の特徴について詳しく述べる。

第 1 に、田面積およそ 1ha 以下の下層である（A15～A24）。この階層は、経営規模が小さく水稲作だけで生計を立てていくのは難しいため、集約部門の導入（A15、A16、A17、A20；花卉）もしくは恒常的な兼業従事（A16、A17、A24）を行っている。兼業の雇用形態は正職員が多く、一般サラリーマンとしての年収額を確保している。また、一部の下層農家は、農地の貸し手となっている。集約部門、兼業従事への傾斜，加えて高齢化の進行によるものである。経営主世代の年齢は 50 歳代後半から 60 歳代と高齢であり、かつ後継者もすでに他出し、今後確保される見通しがないことか

表 10 調査地域における農家の分布

農家 No.	1996年の 水田 総面積				1980年の 水田 総面積
	うち 自己所有	うち 借地	借地率	単位：a, %	
A1	2,148	1,389	759	35.3	511
A2	1,987	507	1479	74.5	441
A3	1,566	653	913	58.3	640
A4	1,226	815	411	33.5	448
A5	1,113	545	568	51.1	393
A6	929	470	459	49.3	449
A7	847	470	377	44.5	452
A8	701	409	293	41.8	340
A9	660	481	179	27.1	479
A10	540	540	—	—	445
A11	474	474	—	—	456
A12	337	337	—	—	404
A13	260	260	—	—	381
A14	210	210	—	—	204
A15	107	245	▲ 138	—	311
A16	98	98	—	—	90
A17	91	352	▲ 262	—	427
A18	28	28	—	—	30
A19	16	423	▲ 407	—	409
A20	14	68	▲ 54	—	66
A21	8	201	▲ 193	—	206
A22	8	8	—	—	417
A23	7	7	—	—	39
A24	6	120	▲ 114	—	255
a1	0	377	▲ 377	—	376
a2	0	374	▲ 374	—	306
a3	0	255	▲ 255	—	251
a4	0	250	▲ 250	—	221
a5	0	233	▲ 233	—	229
a6	0	200	▲ 200	—	201
a7	0	187	▲ 187	—	189
a8	0	179	▲ 179	—	175
a9	0	156	▲ 156	—	451
a10	0	154	▲ 154	—	157
a11	0	131	▲ 131	—	190
a12	0	118	▲ 118	—	116
a13	0	111	▲ 111	—	114
a14	0	99	▲ 99	—	11
a15	0	95	▲ 95	—	100
a16	0	30	▲ 30	—	24
(a17)	—	—	—	—	100
(a18)	—	—	—	—	380

（資料）当麻町役場資料より作成。

注：1）借地面積欄のマイナス表記は貸付面積を表す。

2）農家番号にaが付されているものは、1980年時点で事例地域に存立していたが、1996年には存立していない農家である。

ら、近い将来、現経営主世代のリタイアによって、全地貸付し土地持ち非農家となる公算が強い。

第2に、田面積おおよそ1～5haの中間層である（A10～A14）。この階層は、自作地のみでの耕作を行っている。この階層でも、稲作だけで生計を立てていくのに十分な経営規模であるとはいえない。事例地域の中間層では、集約部門の導入は見られず、いずれも兼業従事をおこなっている。兼業形態としては、下層で確認されたような安定兼業はみられず、共通して職種は土建、雇用形態は臨時・契約・出稼ぎといった不安定な雇用となっている。経営主世代の年齢は、下層と同様大半が50歳代後半から60歳代と高齢であり、後継者が確保されていないことから、この農家階層についても上向の可能性は低く、近い将来、経営主世代の加齢に伴って段階的な農地貸付による下層への移行、最終的には経営主世代のリタイアによる土地持ち非農家への移行が予測される。

第3に、田面積おおよそ5ha以上の上層である（A1～A9）。うち、10ha以上層も5戸存在している。この階層では、いずれも農地の借入をおこなっていることで共通しており、なかでも10ha以上層であるA2、A3、A5では借地率が50%以上にも及んでいる。1980年の経営面積と比較すると3倍、4倍の面積規模にまで達しており、15年間という短期間に急速な拡大を遂げている。経営主の年齢はいずれも40歳代であり、下層・中間層の経営主年齢よりひとまわり若い世代となっている。後継者は確定していないと回答した農家が多いが、経営主が未婚である農家（A4、A7）を除けば、在学中の子弟、もしくは現在のところ農業従事はない同居子弟が存在し、今後の後継者確保の可能性はある。それ次第によっては、さらなる規模拡大も視野に入れられる階層であり、今後、現在の下層・中間層から供給が見込まれる農地の受け手として期待される。なお、集約作物については、過半の農家で導入されている（A2、A3、A5、A8、A9）。A1、A6、A8農家を除いて経営主の兼業従事がおこなわれているが、期間は農閑期、職種は土建、除雪が中心、雇用形態は臨時であり収入額も少なく、専門的性格を持つ農家である。

以上のように、分厚い土地持ち非農家を中心とする安定した貸し手の存在と、下層・中間層からの貸借形態による農地供給構造に支えられて、地域に点的に借地型大規模水田経営が形成されている。

5. 借地型大規模水田経営の展開における問題点と対応

借地型大規模水田経営の事例として、当麻町における水田総面積 15ha 以上の農家から 8 戸の農家を抽出し、農家実態調査を行った（註4）。以下、この調査データを用いて検討を進める。

1）事例農家の経営概況

表 11 は、事例農家の経営耕地、保有労働力について示したものである。

第 1 に、経営耕地面積について見ると、まず経営耕地面積に占める田面積の割合が圧倒的に大きくなっている。また、経営耕地に占める借地の位置づけは大きくなっている。

第 2 に、家族労働力の農業従事状況を見ると、いずれも、経営主夫婦 2 名、もしくはこれに後継者を加えた 3 名が農業従事者となっている。表出していないが、水稻作業に関しては、全ての経営において雇用労働力は播種・田植の春作業のみにしか導入されておらず、他の作業については夫婦 2 名の労働力で大面積をこなすことが可能となっている（註5）。

第 3 に、後継者の確保状況を見ると、B1, B3, B4 農家ではすでに子弟が後継者として就農している。B2 農家は子弟が農業大学校に在学中であり、卒業後就農することがほぼ確定している。残りの農家は後継者がまだ確定していないが、B5 農家は経営主の年齢が若く、子供が幼少なためであり、B6 農家については一般大学に在学中の子弟が現在のところ卒業後就農する意志は示している。後継者確保の見通しが無いのは、B7, B8 農家の 2 戸のみである。

第 4 に、家族労働力の兼業従事状況を見ると、農業に従事していない家族構成員は、恒常的な兼業従事を行っているが、農業従事者である経営主・後継者の兼業従事は、農閑期である冬期間のみとなっており、職種は臨時的な仕事が主となっている。事例農家はいずれも、農業専門的な性格を持っているといえる。

表 12 は、事例農家の水稻作付面積と転作実施面積について示したものである。

特徴としては、第 1 に、水田面積が大規模なだけに大面積となる転作対応として、地力増進作物、そば、飼料作物の作付が大きな割合を占める傾向にある。野菜の販売を行っている農家（B1, B2, B3, B4, B6）でも同様であり、集約的な野菜作のみで大面積の転作面積は消化できない（註6）。

第 2 に、水稻作付でも加工用米、直播栽培による対応は転作実績としてカウントされるため、これによっても転作を消化することが可能であり、B1, B3, B7 農家では転作実績に占める加工用米の対応の割合が大きくなっている。

表11 調査借地大規模水田経営の概要(2001年)

単位：a, %

農家 No.	経営耕地面積					家族構成			兼業従事	後継者確保状況
	田	自作地	借地	借地率	畑	農業従事		農業従事なし		
B1	3,795	3,785	2,041	1,744	46	10	M50, M'50, S24	P80, P'79	M50, 冬期, 除雪 S24, 冬期, 除雪	◎ (S24, 就農中)
B2	1,898	1,890	543	1,347	71	8	M50, M'47	P82, P'73, D20, (S18)	M50, 冬期, 除雪	○ (S18, 農業大学校在学中)
B3	1,960	1,940	1,073	867	45	20	M50, M'49, S25	P76, P'71, S26, D22	M50, 冬期, 除雪 S25, 冬期, 除雪 S26, 通年, 町役場正職員 D22, 通年, 銀行正職員	◎ (S25, 就農中)
B4	1,836	1,796	1,020	776	43	40	M53, M'50, S23		S23, 冬期, 除雪	◎ (S23, 就農中)
B5	2,665	2,615	1,217	1,399	53	50	M35, M'38	P'71, 子供4人	M35, 冬期, 農民同盟事務局	－ (子供はまだ小学生以下)
B6	2,947	2,647	1,094	1,553	59	300	M46, M'47	P74, P'73, (S20)	M46, 冬期, 道路工事	△ (S20は就農意志あり)
B7	2,265	2,265	920	1,345	59	0	M52, M'46	P'78, S21, D18, D16	M52, 冬期, 土木	×
B8	2,139	2,139	1,380	759	35	0	M53, M'47	P85, P'82, D22, (S21)	D22, 通年, 病院事務	× (S21は就農意志なし)

(資料) 農家実態調査より作成。

註：1) 家族構成欄のMは経営主世代, Pは親世代, 'は女性を表す。また, Sは息子, Dは娘を表す。数字は年齢を表す。

2) 家族構成欄の () は, 他出家族で生計を共にしていることを示す。

表12 調査借地大規模水田経営の転作対応(2001年)

単位：a, %

農家 No.	田面積	水稲	加工米		直播	転作					転作率Ⅰ	転作率Ⅱ
			飼料作物	地力		そば	野菜	その他				
B1	3,785	3,119	442	8	659	535	48	25	51		17.4	29.3
B2	1,890	1,342	9	10	538	325	192		21		28.5	29.5
B3	1,940	1,568	201		372	175	49	17	56	小麦75	19.2	29.5
B4	1,796	1,290		88	418		200	162	34	調整水田23	23.3	28.2
B5 (2001年) (2000年)	2,615	456			2,160		151	1,978	8	小豆23	82.6	82.6
	2,615	1,562			1,053		1,047		7		40.3	40.3
B6	2,647	1,951	220		697		458	202	37		26.3	34.6
B7	2,265	1,877	459		362		339		15	大豆5, 小豆2	16.0	36.2
B8	2,139	1,516	8		623		364	256	3		29.1	29.5

(資料) 農家実態調査より作成。

註：1) 転作率Ⅰ＝転作面積／田面積×100 で算出。

2) 転作率Ⅱ＝(転作面積＋加工米面積＋直播面積)／田面積×100で算出。加工米, 直播面積は転作実績としてカウントされる。

3) B5農家は, 2001年経営主の怪我により臨時的に転作に傾斜したため, 平年の対応である2000年についても示した。

4) 地力は, 地力増進作物を表す。

2) 借地型規模拡大に伴う圃場分散

事例地域において点的な大規模農家の形成を可能にした要因のひとつとして、農地市場が貸借型農地市場であることがあげられよう。売買移動に対して機能してきたとされる小規模農家優先、隣接地取得優先の性質を持つ「北海道型農地流動システム」が厳格に機能しなかったため、相対契約による「ひとり抜け」的な規模拡大展開を図ることが可能となったと考えられるからである。以上は大規模化を可能にした条件として貸借型農地市場を肯定的にとらえたが、一方でこのような相対中心の農地移動による大規模化は、圃場分散の問題を引き起こしている。事例地域の農地需給は基本的にタイトであり、事例大規模水田経営は全て、農地貸付をもちかけられて断った経験はこれまでに「ない」という回答をしている。大規模化のためには離れた圃場についても積極的に借り入れざるを得ず、その結果、圃場分散が進んだといえる。

表 13 は、事例借地大規模農家の圃場の分散状況について示したものである。例外的に団地数が少ない農家もあるが、事例農家の団地数はおおむね多く、圃場分散が顕在化しているといえる。通作距離についても、一部の借地大規模農家は、10km、もしくは車で 20 分というような遠距離の圃場を耕作している。

農地賃貸借の安定傾向により自作化は進まず、借地関係が続行している場合が多くなっている。このような圃場分散の状況の解決策として、借地の交換による農地の集団化が考えられるが、以下の点でその推進は難しい状況にある。

まず第 1 に、借地の性質上の問題である。利害関係者として地主が介在してくるため、双方の耕作者にとっての利害関係だけで成立することが可能な自作地の交換分合より、借地の交換による農地の集団化は進めにくい。第 2 に、後にも述

表 13 借地大規模水田経営の圃場分散の状況（2001 年）

農家 No.	団地 数	最も遠い団地と 自宅からの距離	団地毎の面積
B1	13	⑫⑬-10km以上	①自3.1ha（本地）、②自2.9ha、③借1.4ha、④自借2.7ha、⑤自2.6ha、⑥自借4.5ha、 ⑦借4.3ha、⑧自3.1ha、⑨自1.9ha、⑩自3.8ha、⑪借2.1ha、⑫借1.5ha、⑬借4.1ha
B2	9	⑨-車で20分	①自借4.8ha、②自2.0ha、③自0.3ha、④借2.5ha、⑤借2.2ha、⑥借4.4ha、⑦借0.6ha、 ⑧借0.7ha、⑨借1.4ha
B3	7	...	①自借6.0ha（本地）、②自1.4ha、③自1.0ha、④自借4.8ha、⑤借1.6ha、⑥自1.0ha、 ⑦自3.7ha
B4	3	③	①自借17.1ha（本地）、②借2.8ha、③（註3）1.1ha
B5	11	⑪-10km	①自4.0ha（本地）、②自1.1ha、③自1.8ha、④自0.6ha、⑤自0.6ha、⑥借3.0ha、 ⑦自借2.2ha、⑧借1.6ha、⑨自借2.4ha、⑩借1.8ha、⑪借7.0ha
B6	11	⑩-10km	①自借11.7ha（本地）、②借0.5ha、③自1.6ha、④借2.1ha、⑤借3.0ha、⑥借1.7ha、 ⑦借2.8ha、⑧借0.3ha、⑨借0.2ha、⑩借1.9ha、⑪借0.6ha
B7	10	⑨-5km	①自借9.5ha（本地）、②自0.9ha、③借2.3ha、④借1.6ha、⑤借4.7ha、⑥借1.5ha、 ⑦借0.2ha、⑧借0.4ha、⑨借1.3ha
B8	5	⑤-5km	①自借6.1ha（本地）、②自6.9ha、③自借4.8ha、④自0.7ha、⑤借2.9ha

（資料）農家実態調査より作成。

- 註：1）道路 1 本をはさんでいる 2 圃場については同一団地と見なした。
 2）川をはさみ、回り込まないと行き来不能な 2 圃場については別団地とみなした。
 3）B4 農家については、実質的に借地である全作業受託の圃場（③）についても団地数に数えた。
 4）団地毎の面積欄の、自は自作地、借は借地を表す。
 5）…は聞き取り未了を表す。

べるが、事例地域において圃場間の質的格差が存在していることである。そのため、位置的関係の合理性のみで農地の交換を進めることが困難な状況にある。

町独自の取り組みとして、同地区内の農家に対して農地を新規に賃貸借する場合には、流動化助成金を支給する制度が施行されている。この制度により、今後の新規農地賃貸借については、圃場の分散にある程度歯止めをかける効果が期待されるが、現在すでに形成されている借地がもたらしている圃場分散の解消には結びついていない。

3) 稲作収益性低下と小作料

近年の稲作収益性の急激な低下にともない、以前から借入を行っていた農地について、小作料の引き下げが必要とされる状況にあることが示唆される。

表 14 は、事例農家における 1998 年以降の小作料の改訂状況についてまとめたものである。1999 年の標準小作料の改訂を受けて、ほとんどの事例で小作料が改訂され、その額が大幅に減少していることが確認される。標準小作料の改訂が 3 年毎に実施されていたため、1997 年の米価急落に対応すべき小作料の低下は 1999 年の小作料の改訂まで実施されず、1 年間のタイムラグが生じている。

3. で述べたように、1999 年の標準小作料の改訂による実勢小作料の下落幅は非常に大きいものであった。しかしそれでもなお、この新しい小作料に対する借り手側の評価としては、「食味ランクが最高の場合の米価と見合わせてぎりぎり採算ライン (B2 農家)」という評価がなされている。

このような大幅な小作料の引き下げは、借り手側には当然歓迎される措置であるといえるが、逆の立場にある地主側の抵抗が生じることが予測される。しかし、この標準小作料改訂の際に、標準小作料にまで小作料を下げることであった農家の聞き取りによると、「米米来 LOVE 協議会 (註7) で農地の借入をしている大規模農家の意思統一を図ったことが大きく、地主側も理解してくれた (B2)」「農業委員会の決定をもって、地主の抵抗はなかった (B8)」とされ、借り手側の意志統一を図ったことがこのような大幅の小作料引き下げを可能にした要因の一つであることが示唆される。

しかし、以上のような全町的な小作料引き下げ基調の中、1999 年の小作料改訂においても、標準小作料まで小作料が下がらなかった事例も若干ではあるが存在している。「転作助成金の存在によって、地主は牧草作付して作業委託に出す対応も取り得るため、地主に対して小作料をこれ以上下げよう言い出しにくい

(B7)」という農家の聞き取りから、高額な転作助成金体系が、小作料が下がらない要因の一つとなっている。しかし、一方で同じ認識を持ちながらも「他の転

表14 借地大規模水田経営の借地関係と小作料の変更

農家 No.	事例 No.	借地 面積 (a)	前回 (円 /10a)	(年次)	2001年 (円 /10a)	(変更年次)	小作料変更の事情、その他備考
B1	1	427	30,000	(1997)	...		
	2	267	28,000	(1997)	...		
	3	205	27,500	(1997)	...		
	4	557	35,000	(1997)	...		
	5	289	—		...		
B2	1	69	28,500	(1996)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	2	277	25,000	(1996)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	3	437	...	(1996)	12,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	4	212	28,000	(1996)	返却	(1999)	宅地開発された。
	5	19	28,000	(1996)	返却	(1999)	宅地開発された。
	6	217	...	(1996)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	7	248	...	(1996)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	8	99	—		21,000	(1999～)	標準小作料。
B3	1-1	148	25,000	(1996)	購入	(1998)	10万円/10a
	1-2	174	同上		購入	(1998)	20万円/10a
	1-3	96	同上		購入	(1998)	26万円/10a
	2	134	32,000	(1996)	...		
	3	156	25,000	(1996)	...		
	4	30	30,000	(1996)	...		
	5	178	30,000	(1996)	...		
B4	1	183	30,000	(1997)	返却	(1998)	標準小作料。
	2	122	28,000	(1997)	21,000	(1999～)	常雇の独立により、その常雇が購入。
	3	216	30,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	4	393	25,000	(1997)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	4	393	25,000	(1997)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
B5	1	30	無料	(1997)	→		地主から管理をすれば小作料はいらないといわれている。
	2	291	30,000	(1997)	25,000	(1999～)	地主が親しい人。高齢の未亡人であり、人情的に標準小作料より高くなっている。
	3	183	30,000	(1997)	公社契約	(2000)	10年事業。購入予定額23万円/10a。借地料は総額で81千円/年。
	4	96	33,600	(1997)	購入	(1999)	45万円/10a。地主は小作料を下げられなかった。その矢先に購入を持ちかけられた。この価格は高い。
	5	191	30,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	6	701	右参照		→		転作し、経営分のみ残して残りを地主に支払う契約。(2001年は30,000円/10a支払い)
B6	1	46	28,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	2	211	27,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	3	134	32,000	(1997)	購入	(1998)	30万円/10a。
	4	301	29,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	5	237	29,000	(1997)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	6	62	29,000	(1997)	返却	(1999)	相手の自作希望。
	7	58	29,000	(1997)	17,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	8	177	30,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	9-1	53	—		12,000	(1998～)	標準小作料。
	9-2	278	—		...		
B7	10	193	—		20,000	(2001～)	日陰のため標準小作料より1,000円安い。
	1-1	39	25,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	1-2	146	同上		購入	(1998)	15万円/10a。
	2	132	32,000	(1997)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	3	378	24,000	(1997)	18,000	(1999～)	標準小作料に1,000円増し。
	4-1	25	34,400	(1997)	12,000	(2001～)	1999～2000年は24,000円/10aだった。2001年より標準小作料。
	4-2	350	同上		24,000	(1999～)	標準小作料に3,000円増し。
	5	156	35,000	(1997)	24,000	(1999～)	標準小作料に3,000円増し。
B8	6	92	35,000	(1997)	24,000	(1999～)	標準小作料に3,000円増し。
	7	177	34,000	(1997)	24,000	(1999～)	標準小作料に3,000円増し。
	1	285	30,000	(～1998)	21,000	(1999～)	中田でよいとされた園場だが、上田の標準小作料としている。水の関係で必要なと、地主への配慮。
	2	114	30,000	(～1998)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	3	131	30,000	(～1998)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。
	4	229	30,000	(～1998)	21,000	(1999～)	1999年の標準小作料改定に従う。

(資料) 農家実態調査より作成。

注：1) 前回小作料欄が—である事例は、稲作収益性悪化後の借入事例である。

2) ...は聞き取り未了を表す。

3) 太字は、標準小作料より高い取引を表す。

作地についての転作助成金は自分に交付されるので、転作助成金を下げろというのも自分の首をしめることになる（B5）」という意見もある。

また小作料が下げられないもう一つの理由として、地主側の事情に対する配慮が存在する（B5, B8）。貸し手が高齢単身者、高齢夫婦など年金生活者である場合、小作料収入が生計費として大きな位置づけを持つためである。また、「地主が支払わなければならない基盤整備の賦課金がまだ残っている（B8）」という聞き取りから、過去に行った基盤整備の賦課金の存在も、上のような性格をもつ地主への配慮として小作料を下げにくくする要因として指摘することができる。

4) 劣等地における「捨て作り」的転作対応と農地借入

事例地域における相対的な劣等地の存在が、借地大規模農家の水田土地利用に影響を及ぼしている。具体的には、経営内での相対的な劣等地を転作圃場として固定し、相対的な優等地に水稻作付を集中させる作付行動をとっている。

表15は調査農家の圃場レベルでの転作固定状況を示したものである。劣等地圃場の属性として具体的に、小区画圃場、区画不整形圃場、排水の悪い圃場、山沿いで日当たりの悪い圃場、山沿いの階段状の圃場、通作距離の遠い圃場、など

表15 借地大規模水田経営の圃場レベルでの転作固定状況（2001年）

農家 No.	圃場 No.	自or 借	面積 (a)	転作物	転作固定の理由など
B1	⑫⑬全て	借	557	牧草固定	「鹿の寝床」と評される、戦後開拓地区の最深部。 転作作付のために借入。
	⑥一部	借	7	そば	小区画、水も入りづらい圃場
	①一部	自	95	野菜、そば	自宅そば。ハウス一部設置し販売用野菜の作付固定。
B2	⑨全て	借	137	牧草固定	一部階段状になっていた圃場。通作距離も最も遠い。 転作作付のために借入。
	⑦⑧全て	借	140	牧草固定	⑨の圃場に次いで、通作距離が遠い。周りも全て転作。
	⑥全て	借	248	牧草固定	小区画圃場。
B3	④一部	自	148	そば地力交互作	山沿いの小区画圃場。
B4	③全て	(借)	108	牧草固定	山沿いの不整形地。全作業受託地だが、事実上の借地として転作実績として認められている。
	①一部	自	34	野菜	自宅そば。ハウス設置し、販売用野菜の作付固定
B5	⑪全て	借	701	そば連作	戦後開拓地区の最深部。転作作付のために借入。
	⑫全て	借	183	そば連作、牧草	小区画、一部階段状の圃場。山沿いの沢地。
	⑨一部	自	39	そば→牧草固定	山沿いで日が当たらない圃場。
	⑦一部	借	32	そば連作	小区画、畦はとってある。借地料は無料。
	①一部	自	31	自家用野菜、そば	自宅そば、小区画。温床畑と自家用野菜を作付
B6	⑧⑨全て	借	53	そば地力交互作	ぬかる。借入当時、ヨシが一面に生えている状態だった。
	①一部	借	162	そば地力交互作	重粘土で排水が劣悪。
	②全て	借	58	そば地力交互作	通作距離が最も遠く、団地面積小さい。かつ水はけ悪い。
	③全て	自	161	そば地力交互作	暗渠を何度入れても沢水のひどい圃場。
B7	⑦全て	借	25	貸手が作付	不整形、団地面積小さい、小区画。
	⑥一部	借	5	貸手が作付	団地のなかの小区画圃場。
	⑤一部	借	9	貸手が作付	団地のなかの小区画圃場。
	⑤一部	借	4	地力	団地のなかの小区画圃場。
	①一部	自	54	地力、自家用野菜	自宅そばの温床畑、小区画圃場。

（資料）農家実態調査より作成。

註：1) 圃場Noは表13の団地番号に対応している。

2) B8農家については詳しい聞き取り未了。

3) 地力は地力増進作物を表す。

4) 転作物欄の太字は劣等地圃場において転作消化として転作固定されているケースを示す。

5) 転作固定の理由欄の太字は転作消化を目的とした農地借入のケースを示す。

があげられている。転作が固定された劣等地圃場には、牧草、そば、地力増進作物といった省力的な作物が作付けられている。

牧草はその作物特性上、頻繁に輪作の必要は生じないため、牧草作付を固定する転作対応は、「転作対応の最終兵器（B5）」という聞き取りに象徴されるように、将来の水稲作付を考えないような経営内での最劣等圃場で採られる対応となっている。また、B5、B6 農家では、そばの連作、あるいはそばと地力増進作物の交互作という作付行動がとられているが、いずれの農家においてもそばの採算性について積極的に考慮されておらず、転作物からの収益性をほぼ度外視しているという点で、いわゆる「捨て作り」的な、転作割当の消化のみを狙いとする対応であるといえる。また、借地のなかの小区画圃場において、在村地主である貸手が実質的な作付を担っている事例もある（B6）が、これも上のような転作の消化のみを狙った対応である。以上のような転作消化的な対応は大半の事例農家で確認され、このケースによる転作固定面積が、転作面積全体に占める割合も大きい。したがって、事例地域における借地型大規模水田経営においては、経営面積内に劣等地として認識される圃場において転作割当消化的な作付をとる対応が一般的となっているといえる。

この作付行動をベースにして、事例農家のなかには、劣等地をあえて積極的に借り入れる農家も存在している。その意図は、借り入れた劣等地で転作固定的な土地利用を行い、経営内の相対的な優等地での水稲作付を増やすことにある。以下では、そのような転作専用地の借入行動の実態について事例から検討する。

B1 農家は、転作固定圃場にする意図で、1996 年から⑫、⑬番圃場を借り入れている。この圃場は、「鹿の寝床（B1）」と評されるような、当麻町の戦後開拓地区の最深部、山沿いの沢地に存在する圃場であり、「生産物は全く期待できない（B1）」ような条件の悪い圃場である。位置も、自宅から 10km 以上離れている。この圃場の作付作物は、借入開始から 2001 年現在に至るまで、牧草に固定されており（註8）、B1 農家による水稲の作付履歴はない。畦畔はすでに取り払われており、今後も水稲を作付する予定は全くない。主要作業は牧草の生産組織に委託しており、自分での管理作業として行っているのは、肥料をまく程度である。現在は、牧草の転作助成金を満額（68 千円／10a）得ているため、転作助成金から小作料、作業受託料金を支払っても収支はプラスになっている。この農地の今後の意向については、現在の転作助成金制度が続くなら借入を続けるが、転作助成金の今後の動向には不確実な部分があるため、購入は差し控えたいとしている。

B5 農家は、同じく転作固定圃場にする意図で、1997 年から⑩番圃場を借り入

れている。この圃場も、戦後開拓地区の最深部に位置している。地目は田であるが「火山灰地で畑作には向くが、稲作には全く向かない（B5）」属性をもった圃場であり、位置も自宅から10km位離れている。この圃場では、借入開始以来そばの連作が行われており、B5 農家による水稻の作付履歴はない。そばの作業は自らもオペレータとして出役している集落の生産組合で行っている。この圃場に関しては貸手と特殊な契約形態がとられている。転作が契約から前提とされており、転作助成金・そば販売額から、経費となるそばの種代、肥料代、賦課金部分ならびに転作助成金の1割を機械の経費として残し、この差額を貸手に支払う契約となっている。この計算の結果、2001年は3万円/10aを貸手に支払ったという。この額は、そばの転作助成金（43千円/10a）を大きく下回っており、転作助成金の交付がなければ、自作地でも採算割れであることを示唆している。B5農家は、この圃場を含めて全部でおよそ10haの圃場で転作を固定しているが、その結果として、収益性の落ちる加工用米の作付（註9）が必要ないとして、評価している。しかし、今後の意向としては、集落の農業者の高齢化が進行しており、自宅近くで農地が大量に出てくることが予測されるため、この圃場を購入する意向はない。あくまで、現在の制度対応として借入を行っているとしている。

以上のような借地大規模経営による転作固定圃場の農地借入の実態は、あくまで現在の生産調整制度を前提にした対応であることに共通点があった。したがって、その将来継続性が保障されない現状においては、このような劣等地の購入意向は持っていない。ただし、現状の生産調整制度が続く限り、現在形成されている賃貸借関係については、続けられるものと考えられる。

5) 借地型大規模水田経営の拡大意向

表出は略したが、大規模水田経営の現有の機械装備による水稻作付の限界面積は、現在的水稻作付面積より大きくなっている。農家の聞き取りでは、機械の更新毎に、稲作機械の性能向上によって田植え・収穫作業の効率が大幅に上昇していることが実感されるという。したがって、規模拡大を行っても、機械装備への追加投資はさほど必要とされず、規模拡大を行うことによって、機械装備の操業度向上を通じてより低コストな生産が可能となることが示唆される。

そのため、後継者を確保している農家（B1, B4）ならびに経営主が若い農家（B5）では積極的な規模拡大志向を持っている。積極的な拡大意向がない農家（B6, B7）はその要因として後継者がまだ確定していないことをあげているが、実際には近年にも規模拡大を行っている（註10）。

なお、貸借型農地市場に直面しているゆえに借地による規模拡大を行ってきた

大規模水田経営であるが、今後、農地の購入意向をもっている事例も存在している（B1, B2, B4, B5）。後継者を確保しているか、経営主が若い経営であり、地価が低下傾向にあるため、小作料を払い続けるより有利と考えている。しかし、「自宅から近く耕作に便利な圃場ならば（B2）」という条件であり、今後高齢化が進行し、農地需給の緩和が進むことが想定されるなかでは、自宅から遠い圃場、水稲が作れないような劣等地圃場は購入しないものと考えられる。ただし、大規模水田経営が圃場の購入意向を持つにせよ、その実現は、あくまで出し手側の意向に左右される点に留意が必要である。

6. まとめ

事例地域の農家階層構成は、片方の極として、多数の土地持ち非農家層と小規模層が零細な農地貸し手層を分厚く形成しており、それに対置する極として、少数の大規模層が、農地貸し手層と複数の賃貸借契約を結ぶことによって形成されている。農地貸し手層は、農地売却の必要なくして離農した土地持ち非農家、また恒常的兼業を行う第Ⅱ種兼業農家、集約作物栽培に専念するため土地利用型農業部門から撤退した野菜・花卉専業農家、などで構成されており、安定的に賃貸借が継続する構造になっている。いわば、北海道のなかにあって府県的な特徴を示す農地市場となっている。

これら分厚く分布している小規模層の転作割合は相対的に大きく、その結果として、大規模層が相対的に水稲作付割合を大きくすることが可能となっている。

事例地域における借地型大規模水田経営は、稲作収益性が低下している現局面においても、あくまで水稲を主体とした展開方向を志向している。保有農地の中で相対的に劣等地である圃場に、牧草、地力増進作物、そばといった粗放的な作物を作物収穫による収益性を度外視して作付けする「捨て作り」的な転作対応を固定させている実態にあり、一部の事例では、始めから「捨て作り」的な転作対応を行う意図でこれら劣等地を借り入れている。これらの行動は、経営内の相対的優等地を水稲作付圃場として確保するための行動であり、水稲作付志向の強さと裏返しであるといえ、稲作収益が相対的に高いとされる旧開稲作地帯の水田経営における土地利用の特徴を端的に示している。

上述のような「捨て作り」的な転作対応を前提とした借入行動については、現状の転作助成金制度を前提としており、劣等地圃場の購入意向はみられない。この点、直面する農地市場が貸借型農地市場であることは、大規模水田経営にとつ

て、農地購入リスクを回避する対応を取れるという意味で大きなメリットである。しかし、圃場の生産性向上という社会的な観点から評価すれば、捨て作りの転作対応が取られているという実態においてマイナスの評価が下されよう。以上の点は、借地型大規模水田経営の経営展開における特質であり、問題点の1つとしても指摘できる。

大規模水田経営の経営展開における問題点として、第2に、大規模化にともない、激しい圃場分散が生じている実態が挙げられる。借地型大規模水田経営の規模拡大展開は、貸借型農地市場ゆえに、相対による農地移動によって可能となったと肯定的に捉える見方もできるが、一方で、激しい圃場分散の発生をもたらしている。また、圃場分散は、遠距離圃場において上述の「捨て作り」的転作対応につながると考えられる点でも問題視されよう。このような圃場分散の解決策としては、借地交換が考えられるが、借地であるがゆえに権利関係に地主の意向が介在すること、ならびに圃場間の質的格差があることから、単純に圃場の位置的な交換を行うことは難しい状況にある。

第3に、稲作収益性が低下する現局面における過去の規模拡大コスト負担問題については、貸借型農地市場であるがゆえに、小作料を引き下げる対応をとることが可能となっている。しかし、一部、小作料引き下げを妨げる要素として、高額な転作助成金の存在と、地主側の生活事情の問題が分析から一部確認され、今後、さらなる米価下落が生じた場合、小作料引き下げに際してはそのような要素との相克問題が顕在化することが予測される。

事例で検討した借地型大規模水田経営はいずれも大型の稲作技術体系を装備しており、技術的には水稻作付規模を拡大する余力を持っている。規模拡大意向を持つ借地型大規模水田経営を支えるための条件整備としては、上で検討した問題点と関連して以下のようなものが挙げられる。第1に、借地型の展開によって生じた圃場分散を解消させるための取り組みである。具体的には、同地区内農家への農地貸付・売却に対する流動化補助金の制度があるが、その制度に加えて、農業委員会を中心として、賃貸借移動へのあっせん関与の強化を、借り手となる借地大規模経営の共通認識となるよう考える必要がある。また、既成借地についての圃場分散解消については、大規模層の経営規模がさらに大きくなった際に、借り手側主導で全町的に抜本的な借地調整の取り組みが必要になってくると考えられる。第2に、借地型大規模水田経営にとって毎年の負担となる小作料について、適正額を実現するための取り組みである。先に指摘した転作助成金との関連で小作料低下が妨げられている部分については、とも補償部分等による転作助成金の調整が差し当たり有効であろう。

また、後継ぎが確保されているか経営主が若く、当面の経営継続が保証されている大規模水田経営は、地価の下落により、近隣の圃場という条件で売買による農地購入意向を示している。これについて、土地持ち非農家からの農地売却を促すような施策をとることができれば、大規模水田経営の蓄積力を向上させることができる。ただし、その際には新たな圃場分散を防ぐべく、農業委員会等で厳格な移動調整を行う必要があるといえよう。

(註)

(註1) 2001 年 12 月に北海道農協米対策本部委員会より発表された「2002 年度米の作付面積に関するガイドライン」による米の産地評価（高品質米、計画出荷の比率など 5 項目の指標で評価）では、北海道の全市町村のなかで当麻町は最高位にランクされている（日本農業新聞 2001 年 12 月 20 日付）。

(註2) 2001 年に、小麦・大豆の作付面積が増加傾向に転じている点は、2000 年以降の水田農業経営確立対策の実施に対する反応を示しているが、まだ萌芽的な動きにとどまっている。また、2000 年に牧草作付面積が大幅に減少し、地力増進作物の作付が大幅に増加している点についても、水田農業経営確立対策への対応で土地改良・牧草の更新などを実施する農家が多かった結果であり、翌年牧草作付面積が再び増加している。

(註3) 1996 年に北海道農業研究会を調査主体として実施した調査である。実態調査は、隣接する 4 つの農事組合を対象としてほぼ悉皆の形で実施されている。筆者は当時の調査に参加していないが、1999 年、2001 年に当時の調査農家を対象とした数回の補足調査に参加する機会を得た。4. の記述は 1996 年の農家調査票と、別に筆者が入手したデータに基づいている。

(註4) 5. の記述は、北海道農業研究会の水田部会有志による 2001 年 8 月実施の農家調査、1998 年 2 月に借地型大規模水田経営を抽出して実施した農家調査と、このときの調査農家を対象として筆者が 2001 年 12 月に実施した補足調査のデータに基づいている。

(註5) ただし、野菜部門を持つ農家においてはその作業に対して適宜雇用労働力が導入されている。

(註6) B5, B7, B8 農家の野菜作付は、自家用野菜である。

(註7) 「米米来 LOVE（こめこめくらぶ）協議会」は、当麻町内の水田総面積 10ha 以上の大規模稲作農家が加入可能な任意組織であり、会員の大半は農地の借り手であるといえる。2001 年の会員は 84 戸。

- (註8) ただし, 2000 年は牧草更新のため, 地力増進作物を 1 年間作付している。
- (註9) 加工用米の販売単価は 7~8 千円/60kg であるという(農家聞き取り)。
- (註10) 米価急落後についても, B6 農家は 1998 年に 5.0ha, 2001 年に 1.9ha の農地借入(ただし 1999 年に借手側転用のため 0.6ha 借地返却あり), B7 農家は 1998 年に 1.5ha, 2001 年に 2.4ha の農地購入をそれぞれ行っている。

参考文献

- [1] 芦田敏文「農地移動における経済合理性と賃貸借展開の要因－北海道水田を対象として－」,『農業経営研究』第 25 号, 北海道大学農業経営学教室, pp.1-26, 1999
- [2] 芦田敏文「北海道における水田農地賃貸借の性格に関する研究－都府県との比較から－」, 1999 年日本農業経済学会報告論文集, pp.116-120, 1999
- [3] 東山寛「北海道稲作地帯における農地問題の発生機構に関する実証的研究」,『秋田県立農業短期大学研究報告』第 22 号, pp.1-34, 1996
- [4] 細山隆夫「農家の世代・世帯構成と階層変動」,『北海道農業』No.20, 北海道農業研究会, pp.36-56, 1996
- [5] 井上裕之『農地市場構造の変化とその要因－北海道十勝畑作地帯を事例として－』(東畑四郎記念研究奨励事業報告 12), 財団法人農政調査委員会, 1990
- [6] 盛田清秀『農地システムの構造と展開』(総合農業研究叢書第 35 号), 農林水産省農業研究センター, 1998
- [7] 西村直樹「水田機能の保全と生産調整の両立に向けて～北海道の現状～」,『農業と経済』第 65 巻第 15 号(1999 年 12 月号), 富民協会, pp.21-28, 1999
- [8] 志賀永一「借地型水田経営の拡大過程に関する予備的考察－北海道・T 町の事例－」,『農業経営研究』第 24 号, 北海道大学農業経営学教室, pp.135-145, 1998